広報伊方町

発行者所在地郵便番号
愛媛県西宇和郡
伊方町
編集
町長公室
印刷所
尾上印刷所
八幡浜市天神通
電話 ㊀0091番

(三)(歳)(児)(検)(診)
両親の愛情がいっぱい

大きくなあれ——
両親の愛の手ですくすくと育ってください（母子健康センターにて）

お母さんの膝にまつわりついていて、とてもよい子のときと、甘えん坊のときの三歳児。

しかし、おおよそ身のまわりのことが、自分でできるようになります。

また、社会生活へ適応する能力を育てる時期でもあります。

町では毎年三歳児検診を実施し発育状態や疾病の有無、栄養、生活慣習、各種心身障害の早期発見などの指導にあたっています。

検診は体重、身長、胸囲の計測、歯科診断、内科診察、生活指導にわかれています。

多い虫歯っ子

検診で特に目立つことは、虫歯っ子が多いことです。

三歳にして約八十五%の子どもが虫歯になっています。虫歯予防はやはり、歯みがきの励行を幼児の時から習慣づけ、大切な歯を守ってやることが何よりです。

これからは、一段と行動範囲も広くなり、心身ともに大きく成長してまいります。

元気なからだですこやかに育つよう家庭でのしつけに注意してほしいものです。

つぎに家庭内でのしつけ、育て方の目標を紹介します。参考にされて立派な伊方っ子に成長してください。

家庭内でのしつけ

- うまくできた時は、ほめて自立への自信をつけさせましょう。
- 運動が活発になります。体力をつけるとともに器用さも身につけさせましょう。
- お友だちと楽しく遊ばせるように。
- 質問が多くなります。よく話相手になりましょう。
- 家の手伝いも大切にさせましょう。
- 夏や疲れたときは、昼寝も大切です。
- 友だちのない子や大人の中にいる子は、保育所入所も考えましょう。
- 赤ちゃんが生まれたら、三歳児の相手も十分に、赤ちゃんの世話をいっしょに楽しみましょう

カットは田上和美さん（仁田之浜）

虫歯の予防知識

六月四日は〝虫歯予防デー〟でした。三歳児検診でも多くの幼児たちが、虫歯にかかっています。

歯を丈夫にするために、日頃から牛乳、小魚などでカルシウムを補うことが大切です。また食後や就寝前の歯みがきは、幼児の頃から習慣づけるようにさせたいものです。

歯ブラシは、大きすぎず、柄の持ちやすいもので、毛はあまり硬くなく、量の多すぎないものを選びましょう。

使用後は、よく水を切り時々は日光消毒をしておきましょう。

歯は大切に……
おやつは時間を決めて、甘いものはさけましょう。

私たちの代弁者を選ぶ
参議院議員選挙

あなたも　わたしも
生かそう　この一票

投票日は七月十日(日)

第十一回目の参議院議員通常選挙が七月十日（日）に行われます。

議員の任期は六年で、三年ごとに半数が改選されます。

議員の被選挙権は三十歳以上で、定数は地方区百五十二人、全国区百人です。こんどの選挙では地方区七十六人、全国区五十人が改選されます。

愛媛県（地方区）の定数は二人で、こんどはその半数の一人が改選されます。

私たちは、この選挙の重要性を十分認識し、大切な一票を行使しましょう。

この選挙に投票できる人

満二十歳以上になると選挙権がありますが、町の選挙人名簿に登録されていないと投票することができません。

こんどの選挙人名簿に名前がのっている人は

① 昭和三十二年七月十一日までに生まれた人で

② ことしの三月十五日までに伊方町に住所を定め、同日まで住民票の届け出手続きをしたかたです。

他の市町村の名簿にのっている場合は、その市町村で投票してください。

投票日に仕事などのかた不在者投票を

投票は、投票日当日みずから投票所に行き投票することが原則ですが、投票日に仕事で投票区外にいる人、婚礼、葬儀、看病、旅行など、やむを得ない理由で投票できない人、出産予定の人などは、不在者投票制度による投票方法がありますので、つぎの要領で早目にすませてください。

◎期間　六日十七日～七月九日（土曜、日曜を含む）

◎時間　午前八時半～午後五時

◎場所　役場本庁または町見支所

投票用紙

地方区は薄黄色
全国区は白色

地方区、全国区の同時選挙であるところから、記載の混乱を防ぐため、投票用紙は二種類にわけています。

地方区は薄黄色い用紙に黒字刷り、全国区は白い用紙に赤字で印刷していますので、投票用紙に記載する場合、まちがわないよう注意してください。

投票用紙には氏名のみ

投票用紙の所定のワクの中に候補者一人の氏名をハッキリと書いてください。

氏名のほかに余分なことを書きますと無効になってしまいます。

地方区候補者の氏名は、投票記載台に氏名一覧表が掲示してありますから、漢字、ひらがな、カタカナのいずれかで書いてください。

投票時間（午前七時から午後六時まで）

投票時間は、投票日当日午前七時から午後六時までです。

時間に少しでも遅れると投票ができなくなりますので、早目にすませましょう。

印鑑をご持参ください。

あなたの投票所は

投票区	投票所	有権者数
第1投票区	伊方町役場	962人
第2 〃	仁田之浜公民館	341
第3 〃	水ケ浦小学校	728
第4 〃	河内公民館	320
第5 〃	有寿来小学校	239
第6 〃	川永田公民館	935
第7 〃	豊之浦老人憩の家	571
第8 〃	九町小学校	1,210
第9 〃	町見中学校	125
第10 〃	二見公民館	484
第11 〃	大成集会所	137
第12 〃	鳥津公民館	133

有権者数　総数　六、一八五人
男　二、八七一人
女　三、三一四人
（町選管六月十五日現在調整）

病気でお困りの母子家庭
身のまわりのお世話します

病気でお困りの母子家庭に対して、無料で身のまわりのお世話をいただく介護人派遣制度を知っておられますか。

この制度のあらましを、つぎに紹介しますので、もし困っておられる場合は、ご利用ください。

◎介護人を派遣してもらえる家庭

一、就学前の児童を抱えている母子家庭

二、家族構成のなかに義務教育を終了した児童、母以外の成人がいない母子家庭

二、児童扶養手当受給者の所得制限限度額以下の母子家庭

◎どんなときに介護をしてもらえるか

一、母が病気で食事等の世話ができないとき

二、母が病気で医療機関等との連絡が必要なとき

三、その他母が病気で家事などに困るとき

◎お世話できる期間は

おおむね五日間程度です。

◎お世話する内容は

一、乳幼児の保育

二、食事の世話

二、住居の掃除

四、生活必需品などの買物

五、医療機関等との連絡

六、その他必要な用務

くわしくは、町母子福祉連合会（会長松田皆子＝湊浦）か役場福祉課へお問い合せください。

学校給食費
十円アップ

小学生　百四十円
中学生　百六十円　に

町の給食センターでは〝子どもたちにおいしくて、栄養のある給食〟づくりをめざしていますが、この学校給食費が野菜、くだもの、魚肉類等の生鮮食料品の値上がりによって六月分から十円アップとなり、

小学生一人一食当り　百四十円
中学生一人一食当り　百六十円

になりました。

値上げにあたっては、県下各市町村の給食状況を調査し、給食センター運営委員会で十分検討した結果、やむをえずアップにふみきったものです。

小中学生をお持ちのお母さん方には、チョッピリ痛手でしょうが学校給食の健全運営と給食内容の充実のため、ご協力をお願いします。

こんども衛生管理に万全を期すと同時に五十一年度に実施しましたアンケートに基づいて創意工夫の献立によって、子どもたちが喜んで食べる給食になるよう努力がなされます。

交通遺児に
生活資金を貸付け

自動車事故対策センターでは、交通遺児等に対する資金の貸付けを行なっています。

貸付けの対象は

たとえば、市町村民税を納めていない方、市町村民税の均等割だけ納めている方等で、自動車事故による遺児および重い後遺障害が残っている方の子弟であって、零歳から中学卒業までの方です。

貸付け金額は

一人につき、一時金九万円、毎月八千円です。

なお、小、中学校に入学の際、入学支度金として二万五千円が希望により一括貸付けられます。

返済は

中学校卒業後六ケ月を経過してから二十年間の均等払いで、無利子です。高等学校以上に在学している場合は、卒業するまで待つことになっています。

手続き等くわしいことは

松山市一番町一丁目一四—四自動車事故対策センター愛媛支所（伊予ビル二階）

電話（〇八九九）四一—四八七七へお問い合せください。

みんなで実行しよう生活改善

葬儀用祭壇を購入

使用料は一二万円

町生活運動推進協議会（会長山本町長）では、生活改善の一環として葬儀用祭壇を二セット購入しました。

町内の葬儀が室内葬に変化し、安く使用できるよう改善してほどうか」の要求があり、これに対応して、今回白木祭壇を生活運動推進協議会で購入したものです。

二組百二十五万円で購入し、平素は中央公民館（伊方地区）と天満寺（町見地区）に保管しております。

これの使用料は一回について二万円です。

申込みは

三好さん（伊方地区）

三根生さん（町見地区）

祭壇を使用しようと思われる家庭では、伊方地区は三好康男さん（湯浦）＝電話八一〇四三三＝町見地区は三根生国泰さん（畑）＝電話九一〇一五三＝に葬儀の前日までに電話で申込みください。

この方たちは、同協議会が専属取扱者に指定し、お世話いただくことになっています。

使用料は当日この指定取扱者に支払ってください。

購入した白木祭壇は、案内で使用することになっており、高さ約二メートル、横の長さ二・七メートル、奥行き二・五メートルの組立式のものです。

使用上の注意

一、祭壇の運搬は、お講の方々おされていて助かったのは、そのほとんどが大台で助けを求めたため、付近の人や通行中の人に助けられたものです。

おかあさんがたも、小さいお子さんを外で遊ばせるときは片時も目を離さず、ちょっとでも家へはいるときは、必ずつれてはいってください。

また、庭先での事故も多く発生していますので十分注意してください。

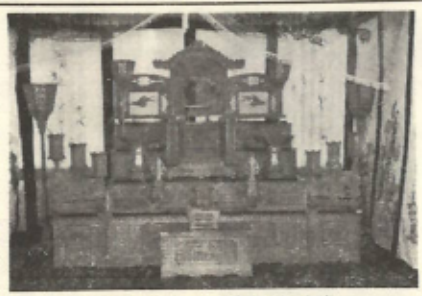

同型のものを2セット購入して、伊方、町見両地区に配置されています。

手伝いの人が指定取扱者といっしょに行ってください。（経費輸送物車を配車願い、雨天の場合は必ずカバーを用意のこと。）

一、白木祭壇は鏡面目光や雨だにあたると変色しますから、こうしたところでの設営は遠慮願います。

一、土間での使用の場合は、簡単な敷物（ムシロ程度でよければ四～五枚）を準備してください。

「こし」は廃止

なお、祭壇使用にあたり「こし」は廃止することにしていますのでご協力をお願いします。

また、家庭ではつぎのものは準備してください。

◎位牌、遺影額縁（故人の写真）

◎納骨箱、供物、おだまき

◎宗教ごとによる供花、その他の単品

◎お請で従来から準備していたもの

生活改善運動の項目の中に冠婚葬祭の改善があげられていますが、こうした祭壇を利用し無駄をなくして行きましょう。

こどもを水の事故から守ろう

水ぬるむころ こどもの川あそびには十分注意を

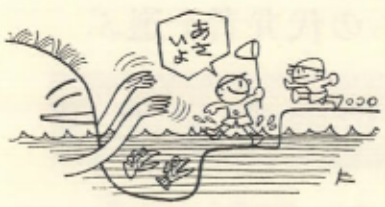

元気な子どもたちは屋外で遊びに夢中になって、いつのまにか危険な水遊びをしています。

いたましい子どもの水難事故をなくすため、つぎのようなことに注意しましょう。

家庭でのしつけ

▽ふだんから、遊びにいくときは行き先や同行の友だち、遊び内容、帰る時間を家族に告げる

▽一人では船遊び、水遊び、貝掘りなどに行かせない。

▽川岸などでは、突きあいをしたり、ふざけあったりしない。

▽水辺の岩の上は、滑（ぬめ）りですべるから上がらない。

このような注意をしていて、なお事故がおきたとき、友だちが水へ落ちたときは、すぐその場で、大声で「助け」を求めましょう。

おとなたちが「うちの子に限ってまさかそんな危いところへは行かない」と思っていても、水の事故は考えもおよばぬスキに起こりがちです。

▽一般の方へ

子どもが危い遊びをしていたら必ず注意してやり、あとで、その子の親にも知らせてあげましょう。

▽「助け」を求める声を聞いたらすぐかけつけてください。

ながら俳句会

枯松の芯まで舞り蔦若葉
旅に有り栗林公園花菖蒲
群鳩に餌を蒔く少女鳳凰る
捕虫網かついで走るトンボ取り
水田の夜犬も恐れけり
投函す霧の中より寺の鐘
梅雨曇しや雨天の花ごほれおり
つづら折りなる道辿りて栗の花
胃伸びして童の連ぐ甘茶仏
緑濃き山にむかいて鵬を吟す
待ち居れば涼しき風や仁王門

渡辺なみえ（奥）
平井ちよ子（加居）
西内ふさか（畑）
水上春代作（奥）
城岡さかえ（奥）
山口あさ子（畑）
松田　長陸（久保）
岩見あい子（奥）
菊池あつ子（奥）
宮野なつ子（畑）
西内ふじよ（松山市）

高砂や……婚姻届は早目に

出生届や死亡届は、法律で届出の期間がきめられていることからよく励行されています。

しかし、婚姻届については、その期間が定められていないため、赤ちゃんが生まれるようになってから届出をする人がまだ多くあるようです。

いくら盛大に挙式をしても、届出をしないことには、法律で認められた夫婦とはいえません。

万一届出を済まさないうちに事故などあった場合、いろいろと困ることがおこります。特に妻の方に不利なケースが多くあるようです。

また、届出が遅れますと、子どもが成長して進学や就職の際、戸籍の謄本を見て、うちの父ちゃん、お母ちゃんは結婚して数カ月目に俺（私）を生んだとか……。

そのときのちょっとした不注意が幼な心を傷つけることにもなりかねません。

公民館結婚式

儀式中に「婚姻届」

町の公民館結婚式では、儀式の中に「新郎、新婦による婚姻届書に署名捺印」をとり入れ、その場で届書を受理し、立派な「婚姻届受理証明書」を無料交付しています。戸籍簿には、記念すべき挙式の日を永久に記録し、その日から名実ともに夫婦として除からも認められます。挙式の簡素化のためにも公民館結婚式を進んで利用しましょう。

献本に感謝

中央公民館内にある図書館へ川永田の吉川治吉氏より「人間の証明」他九冊献本がありました。

紙上より厚くお礼申し上げます。

みなさんの家庭で不用となった図書はありませんか、もしありましたら図書館に献本願います。

広く一般の方々に貸出したいと思います。

人

昭和52年5月末現在
世帯数2,561戸（＋1戸）

人口 9,040人（－16人）｛男4,320人（－1人）女4,720人（－15人）｝

えんむすび

昭和52年5月1日～5月31日

お誕生おめでとう

昭和52年5月1日～5月31日

おくやみ

昭和52年5月1日～5月31日

クリーン愛媛運動

7月1日から7月31日まで

豊かな自然と、美しい風土に恵まれたふるさとの生活空間を清潔に保ち、住みよい快適な生活環境をつくるため、クリーン愛媛運動が展開されます。わたしたちも「すてない　こわさない　よごさない」をモットーにして海、山、川等環境美化につとめましょう。